

令和3年度第2回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会スポーツ部会 議事録

1 日 時： 令和3年10月26日（火） 14：23～15：39

2 場 所： 千葉市蘇我スポーツ公園 フクダ電子アリーナ 会議室

3 出席者：

(1) 委員

石井慎一委員、岡田敏男委員、観音寺拓也委員、馬場宏輝委員、望月悦子委員

(2) 事務局

(公園緑地部) 石橋公園緑地部長

(公園管理課) 福原運営調整担当課長、池田主査、加藤主任技師

(都市総務課) 橋本都市総務課長、須長都市総務課長補佐、野田主査、佐々木主任主事

4 議 題：

(1) 千葉市蘇我スポーツ公園スケートパーク等の指定管理予定候補者の選定について

5 議事概要：

(1) 議題について

基準に基づき審査した結果、申請者であるSSP UNITEDは管理を適切かつ確実に
行うことができるものと認められた。

6 会議経過：

○須長都市総務課長補佐 本日は、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまより、令和3年度第2回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会スポーツ部会を開催いたします。

事務局をしております都市総務課、須長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、5名全ての委員の皆様にご出席いただいておりますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項の規定により、本会議は成立しております。

開会に当たりまして、公園緑地部長の石橋より御挨拶申し上げます。

○石橋公園緑地部長 公園緑地部長の石橋でございます。

委員の皆様におかれましては、本日、お忙しいところ御出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、本会の開会に先立ちまして、現地の御視察、大変お疲れさまでございました。

さて、コロナ対策についてでございます。緊急事態宣言あるいはまん延防止措置、長くこういった措置等が講じられたことに伴いまして、公園の利用あるいは施設の利用、こういったものが長く制限されてきたところでございますが、昨今、新規感染者が減少してきたということを受けまして、千葉県下におきましても、昨日25日から基本的な制限がなくなったという状況でございます。

これを受けまして、イベント時の人数制限などは引き続き残りますけれども、消毒の実施、3密を避ける、体温測定、こういった基本的な感染防止対策を実施した上で、施設の利用についての制限というのは基本的になくなったと、そういう状況まで来たというところでございます。まだまだ油断をすることはできませんけれども、こういったことで施設の利用環境というのが徐々に以前の状況を取り戻しつつあるというところでございます。今後とも、指定管理者と緊密に連携を図りながら、引き続き緊張感を持って安全・安心な利用環境の確保に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

さて、本日の部会でございますが、本スポーツ公園のスケートパークの指定管理の提案内容について、御審議をいただくものでございます。

この施設自体が非常に長いこと市民の皆様から、「スケートパークのようなものが欲しい」と御要望をいただいていたところであり、今年のオリンピックには間に合いませんでしたが、そういった機会にちょうど合うような形で来年オープンできる運びとなりました。そ

ういう意味では非常にニーズが高く、期待されている施設だと思っております。

こういったものがよりよい施設として運営されるように、本日は委員の皆様から忌憚のない御意見等を、またよりよい運営をするための御意見、慎重な御審議ということをお願い申し上げます。簡単でございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

○須長都市総務課長補佐 それでは、議事に入る前に会議の公開及び議事録の作成について御説明いたします。お手元の資料3「千葉市都市局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について」を御覧ください。

本日の会議は、1、会議の公開の取扱いの(1)イ、指定管理予定候補者の選定に関する事項を審議する会議に該当いたしますので、非公開にて実施することといたします。

また、議事録につきましては、2、議事録の確定の(1)及び3、部会の会議への準用により、事務局が案を作成し、皆様に内容を確認していただいた後、部会長の承認により確定させていただきます。

それでは、ここからは石井部会長に議事を進行していただきます。石井部会長よろしくお願いたします。

○石井部会長 石井でございます。

ここからは私が議事進行をさせていただきます。会議を円滑に進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いたします。

それでは、議題(1)千葉市蘇我スポーツ公園スケートパーク等の指定管理予定候補者の選定についてを行います。

まず、議事進行について、事務局から御説明をお願いたします。

○橋本都市総務課長 都市総務課長の橋本でございます。どうぞよろしくお願いたします。

また、委員の皆様におかれましては、事前に大量の資料に目を通していただきましたことを厚く御礼申し上げます。

それでは、私のほうから、本日の議事の進行について御説明申し上げます。

大変恐縮でございますけれども、座って説明させていただきます。

まず、お手元の資料5「議事の進行について」というフロー図を御覧ください。

初めに、施設所管課である公園管理課より、指定管理予定候補者選定要項、指定管理者管理運営の基準、それから、指定管理予定候補者選定基準の概要と第1次審査の結果について御説明させていただきます。

その後、申請者であるSSP UNITEDによる10分間のプレゼンテーションと質疑応答を行います。プレゼンテーション終了1分前に、事務局から申請者に対しベルにてお知らせをいたします。

また、大変恐縮ではございますが、質疑応答中に事務局への確認事項がございましたら、申請者退出後に御質問いただきたく、お願い申し上げます。

次に、委員の皆様それぞれに行っていただく審査についてですが、資料6-6「審査表(第2次審査用)」を御覧ください。

各審査項目について、資料6-3「指定管理予定候補者選定基準」に記載の基準に基づき、管理運営の基準等で設定した水準どおりの業務が行われることが見込まれる場合は「○」を、水準を満たさない業務が行われるおそれがある場合は「×」の記入をお願いいたします。

資料5にお戻りください。中ほどになりますが、審査終了後、委員の皆様による意見交換を経て確定した審査表を事務局にて回収、集計をした後、委員の皆様はその集計結果をお配りし、発表させていただきます。

なお、審査結果において、委員のうち1人でも「×」の評価を行った審査項目があった場合は、選定評価委員会としての判断についての協議を行っていただきます。その後、指定管理予定候補者を決定していただいた際には、選定理由や評価する点など御意見をいただきたいと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○石井部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対しまして御質問などございましたら、委員の皆様お願いいたします。

特にありませんでしょうか。

それでは、次に、選定要綱、管理運営の基準、選定基準について、事務局より御説明をお願いいたします。

○福原運営調整担当課長 公園管理課運営調整担当課長の福原です。どうぞよろしくお願いたします。座って説明をさせていただきます。

まず、資料6-1、選定要項について、お願いいたします。

1ページお開きください。2ページになります。

千葉県蘇我スポーツ公園の供用済み区域につきましては、指定管理者制度を導入しており、先般、年度評価を行っていただいたところですが、本施設につきましても、現在行っている

管理と同様の規定、基準となっている内容もございますので、要点を絞って説明をさせていただきます。

3 ページをお願いいたします。

3 (1) 今回の指定管理の対象施設及び区域ですが、有料公園施設であるスケートパークと第4駐車場のほか、一般に供用する区域等が対象となります。

なお、これを図でお示ししたものが資料6-4、横版の資料となります。指定管理区域図でございます。併せて御覧いただければと思います。こちらの図の赤枠で囲まれた部分が、今回追加される指定管理区域となります。

次のページも同じような図になっておりますけれども、2枚目のページは、そちらの区域を今度は施設ごとに区域として図示したものととなります。併せて御覧いただければと思います。

資料6-1にお戻りください。3ページになりますが、(2) 指定期間は令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間です。

また、(4) 選定の手順ですが、本日の時点で3つ目の段階となります。以後、記載の順で手続を進めさせていただく予定です。

なお、選定に当たりましては、現指定管理者に一体的に管理を行わせることで、公平な利用者サービスの提供や、管理経費の縮減等の効果を一層発揮させることが期待できることから、非公募としております。

4 ページをお願いします。

4 (1) 設置目的等にあるビジョン、ミッションについてですが、蘇我スポーツ公園に関するものは、同様の内容となっております。

(2) 特徴ですが、2段落目に記載のとおり、スケートボード、BMX、インラインスケートなどの利用、公園利用者の駐車場として機能するといった点を記載しております。

5 ページをお願いします。

(3) 施設の概要ですが、スケートパークは、敷地面積が約2,500㎡で、コンクリート舗装となる約2,000㎡のスペースに、セクションと呼ばれる競技場の施設を配置したものとなります。また、第4駐車場は、面積が約1万1,500㎡で、駐車台数が303台の施設となります。なお、スケートパークを利用される方の受付などにつきましては、隣接するフクダ電子ゴルフパーク管理棟を使用することになります。

6 ページを御覧ください。

(4) の表になりますけれども、市が設定する本施設の成果指標は利用者数で、その数値

目標は年間9,500人以上としております。

5、指定管理者が行う業務の範囲で、(2) 指定管理者が自主事業として行うことができる事業については、興行の企画・誘致、スポーツ教室、講習会の開催など記載のとおりとなります。

7ページから、6、市の施策等との関係の説明になりますが、8ページを御覧ください。

(10) 施設の命名権への協力を御覧ください。現在、千葉市蘇我スポーツ公園全体の命名権に関しまして、フクダ電子株式会社と契約を締結していることから、今後使用する施設名称につきましては、これを踏まえた名称となる予定でございます。

続きまして、9ページの(12)に記載しておりますのは、今後、本市の防災対策課にて(仮称)中央備蓄防災倉庫の整備が予定されていることから、設置予定であるバックヤードのスペースや、当該付近の園路の管理などについて調整が必要な旨を記載しております。

14ページをお願いします。

9、経理に関する事項ですが、(1)イの項目中に、期間全体の指定管理料の基準額を示しております。その金額につきましては、記載のとおり4,500万円です。

選定要項の説明は以上となります。

続きまして、資料6-2、管理運営の基準のほうをお開きください。

資料7ページをお願いいたします。

施設概要の表の一番下、留意事項の1つ目ですが、当施設の使用は、基本的にはスケートボード、BMX、インラインスケートを基本としていますが、関係者の方々からスケートパークを利用する種目が多様化しているというお話を伺っていることから、他の種目でも使用できるよう記載しております。

10ページをお願いいたします。

3、供用時間及び供用日ですが、都市公園条例における供用時間につきましては、スケートパークは午前9時から午後7時まで、第4駐車場は午前8時30分から午後9時30分までで、双方とも年末年始が休場となっておりますが、市の承認を得て変更することが可能となります。

11ページを御覧ください。

前ページ、5、利用料金制度導入にあたっての留意点から続く項目で、(3)利用料金の徴収・管理の項目ですが、使用者の方には、基本、使用許可申請書を提出していただきますが、中学生以下の方については保護者の同意をお願いするということと、高い頻度で利用される方のために利用者カードの発行ができるものとしております。

続いて、14ページからの9、施設の利用受付業務ですが、ア、優先利用受付については、公共性・公益性のある行事については、次のページの表にあります【利用調整業務の基準】に従い、一般利用の受付開始前に利用調整等を行うものとしています。

イ、一般利用受付については、基本的には随時受付となりますが、「専用使用」については、2か月前までの受付とすることとしております。

16ページをお願いします。

10、接客業務等の（1）接客の項目についてですが、当施設の個人使用は随時受付となるため、管理棟には常時、両施設の受付係員として1名を配置し、そのほか巡回等の人員を最低1名配置することとしております。また、この巡回は1時間に1回以上を目安とし、施設利用者の安全確保等に対応していただくものとしております。

17ページを御覧ください。

12、専門員の配置ですが、本施設は、運営において特に競技への理解や配慮が必要となることが想定されるため、競技種目に理解のある職員の配置をすることとしております。

20ページをお願いします。

第4、施設維持管理業務ですが、指定管理者が行う業務は、次の21ページの業務の対象範囲に記載のとおり、（1）から（10）の項目で、各項目の詳細は以降30ページまで記載されているとおりとなります。

例えば、植栽の維持管理に関わる項目につきましては、29ページにその基準などを示しているということになっております。

36ページをお願いいたします。

第6、その他の重要事項の中の項目で、9、留意事項がございますけれども、先ほど少し御説明をしました、（仮称）中央備蓄防災倉庫の指定管理の開始時期などについて記載をしております。

管理運営の基準については以上でございます。

続きまして、資料6-3、選定基準について御説明いたします。

資料の1ページをお願いします。

1、審査方式ですが、2ページにフローチャートで示しているとおり、事務局で行った（第1次審査）形式的な要件の審査の結果を御確認いただいた上で、この後、委員の皆様による（第2次審査）候補者の選定をしていただきまして、それを基にその後、市長が指定管理予定候補者の決定をするという流れとなります。

3 ページをお願いします。

2、形式的要件審査につきましては、提案書等から、申請者がア、申請資格に記載の全ての要件を満たし、かつ、失格要件のいずれにも該当しないことを確認いたします。

続きまして、4 ページからが、委員の皆様をお願いします、3、提案内容の審査となります。（1）審査方法は、提案書の内容から、各審査項目について「○」、「×」で評価をしていただきます。

5 ページをお願いします。

審査項目と審査の視点を記載しております。大項目として、1、市民の平等な利用を確保するものであることが1項目。2、施設の管理を安定して行う能力を有することが7項目。

3、施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないことが2項目。4、施設の効用を最大限に発揮するものであることが8項目。7ページにいきまして、5、施設の管理に要する経費を縮減するものであることが1項目。6、その他、市長が定める基準が1項目となります。

説明は、以上でございます。

○石井部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に対しまして、御質問ございましたら、お願いいたします。

はい、どうぞ。

○岡田委員 この審査要旨の委員の名前の記載欄がありまして、その下に四角がありますよね。

ここに「○」、「×」を書けばよろしいんですか。

○福原運営調整担当課長 それでお願いいたしたいと思います。

○岡田委員 はい。

○石井部会長 ほかに御質問ございますでしょうか。

続きまして、第1次審査の結果について、事務局から御説明をお願いいたします。

○福原運営調整担当課長 それでは、資料6-5を御覧ください。

第1次審査（形式的要件審査）の結果をまとめたものです。申請団体、SSP UNITEDに係る審査項目は全ての要件を満たしております。

以上でございます。

○石井部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に対しまして、御質問ありますかでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、申請者であるSSP UNITEDへのヒアリングを行いたいと思いますが、

皆様よろしいでしょうか。事務局もよろしいでしょうか。

それでは、申請者をお呼びください。

(S S P U N I T E D 入室)

○石井部会長 御準備よろしいでしょうか。

それでは、ただいまより10分間のプレゼンテーションをお願いいたします。終了1分前に、事務局からベルにてお知らせをいたします。

それでは、よろしくをお願いいたします。

○ S S P U N I T E D それでは、よろしくをお願いいたします。

我々 S S P U N I T E D でございます。このたびは千葉市蘇我スポーツ公園スケートパーク等の指定管理者応募の機会をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

私たち S S P U N I T E D は、代表企業、株式会社千葉マリスタジアム、構成企業としてジェフユナイテッド株式会社、日本メックス株式会社、日本体育施設株式会社の4社が、スポーツや文化を通じた千葉市の発展と、千葉市蘇我スポーツ公園を含めた地域のさらなる発展という、同じ目的で団結した共同事業体でございます。

それでは、 S S P U N I T E D の提案について、御説明をさせていただきます。

まず、提案書6ページでございます。

施設の管理を安定して行う能力を有する管理運営の執行体制についてでございますが、スケートパークの管理に当たる本部的役割を庭球場管理棟とし、利用受付については、9月にオープンしましたゴルフパーク管理棟にて併用で行います。

受付案内スタッフにつきましては、新規雇用においてストリート系スポーツ経験者等の積極的な雇用に努めるほか、パーク内でのトラブル、事故等が起こらないよう、しっかりとした監視及び巡回体制で管理するために、スポーツパーク協会などの専門的組織・団体から経験者派遣依頼の協議を進めていき、管理者、利用者が共に安全・安心して利用できる施設の構築を目指します。

さらには、提案書14ページにおける、スポーツパークに従事する職員の競技種目への理解を向上させる方策についても、上記で示した競技経験者や専門的組織・団体からの人材派遣を行うことで、従事するスタッフが競技種目への理解、専門知識の向上に努めることができると考えております。

次に、提案書の25ページでございます。

スケートパークの供用時間についてですが、条例では9時から17時となっており、日没時

間によっては安全確保のため使用の制限を設定しなければなりません。原則、供用を開始してから日没時間を精査し、利用者から日没時間後の使用についての意見も聴取したいと考えております。

そこで、お配りした別紙資料にイメージ写真を掲載させていただいております。供用開始までに、事業体において臨時の夜間照明装置を用いての使用が可能かどうか様々な角度から検証を行い、かかる経費を含め検討をしたいと思っております。臨時の夜間照明装置の準備が整った際には、千葉市と十分に協議をし、自主事業にて行う時間外利用についても積極的な実施を検討してまいります。

次に、提案書28ページでございます。

施設利用者への支援計画でございますが、5項目を記載させていただきました。特に4番の施設利用にあたっての人的サポートについて説明をさせていただきます。

これは競技に精通した施設スタッフによる巡回などのことで、プールや海水浴場の監視員のようなイメージで考えております。スケートボード協会、専門ショップ、類似する施設などにヒアリングをしたところ、若者を中心とする利用者は競技を知らない人間にあれこれ言われたくないという意識が強いと伺いました。施設にストリート系ニュースポーツのよき理解者であり、よき手本となるスタッフがいることで、来場者に気持ちよく利用していただける施設になると考えますし、ルール・マナーの啓発、危険行為の注意喚起、時間超過の御案内など、通常業務の円滑な運営にも役立つと考えております。

次に、提案書35ページでございます。

自主事業の効果的な実施ですが、東京オリンピックを契機に関心の高まったストリート系ニュースポーツですが、より幅広い年齢層の方に新しいスポーツとして捉えていただけるように、これらの競技を始める方向けの各種教室を行います。若年女性のためのガールズ教室など、ニーズに合わせた各種教室を予定しております。そして、日頃の成果を披露できる場としての大会も併せて企画します。こうした取組により施設の価値を高め、にぎわいを創出し、地域の交流拠点という役割を果たしていきたいと考えております。

次に、提案書42ページでございます。

42ページの特別提案でございますが、7項目を挙げさせていただきました。その中で2つの項目について御説明させていただきたいと思っております。

まず、5番のギャラリースタンド設置の検討についてでございます。

別紙の添付資料にイラストを掲載しておりますが、「観るスポーツ」の振興という観点か

らの御提案でございます。ストリート系ニュースポーツは、自身がスポーツを楽しむだけでなく、ほかのプレイヤーの演技を観ることや動画や写真などを撮影してSNS等で発信することも楽しみの一つとなっております。セクションを見渡せる位置にスタンドを設置することで、愛好家や関心層が集うスポット的な役割を果たすとともに、プレイヤーにとっての休憩場所としても活用できると考えております。

次に、7番のマナーブックの作成と啓発についてでございますが、同じくイメージしやすい別添資料を御参照ください。

これまでどちらかといえば肩身の狭い中で競技をしていた愛好家にとっては、気兼ねなくプレーできる場を守りたい・育てたいという強い思いがあると思います。スケートパークは、単にプレーする以外に、仲間とのつながりの場、新たな仲間との出会いの場でもあります。そうした場を利用者同士で育てていくことが理想の形であり、良質なコミュニティとなるようマナーブックを作成し、広く啓発していきたいと思っております。

最後に、提案書16ページでございます。

施設の保守管理の考え方におけるレクリエーション広場の維持管理業務について説明をさせていただきます。

除草作業においては、手抜き除草を基本といたしますが、お客様が安全・安心して広場を利用できるよう、供用開始後に一度除草剤の散布を行いたいと考えております。現在、レクリエーション広場は整地作業が行われ、芝張り作業が始まった状況でございます。

気温の低下とともに発生数は減少しつつあるものの、8月から9月にかけてあらゆる雑草の姿が確認されました。現在、整地作業を行った影響で雑草の姿は目立ちづらくはなっているものの、種子は確実に残っており、来春以降の発生が懸念される状態でございます。そのため、千葉市と十分に協議し、作業日の取決め、利用者への事前周知、資材の選定、お客様の立入制限など、十分な養生を実施した上で対応していければと思います。

そのほか、刈り込み作業につきましては、成育状況に応じて、芝刈機、刈払い機を併用し、一定程度の刈り高を維持するよう努めていきます。

施肥に関しては、有機肥料を主として、土壌環境負荷が少ない資材を使用していきます。

農薬に関しましては、無農薬管理を目指しますが、世界的な気候変動に伴い予期せぬ病害、虫の害などが確認されつつあります。その際は、除草剤散布同様、十分な処置を施した上で実施し対応をしていきたいと思っております。

管理以外の巡回時も、成育状況、階段の不具合、遺失物・拾得物などの監視を続け、利用

する側・管理する側においても安心して立ち入れる環境を維持してまいります。

説明は以上となります。ありがとうございました。

○石井部会長 ありがとうございました。

それでは、質疑応答を行います。

委員の皆様、御質問ございますでしょうか。

はい、観音寺委員、どうぞ。

○観音寺委員 観音寺です。説明ありがとうございました。何点か質問させていただきます。

このスケートボードやBMXは、ゴルフとか、野球、サッカーよりも少しけがが多く起こるという気がしています。飛んだり跳ねたりという中でけがをした場合の対応というのが、24ページに火災、盗難、災害等の事故・事件発生時等の話があり、それに似た対応になるかとも思うのですが、特に骨折等の大けがが起こった場合の対応というのはしっかり準備されていますでしょうか。

○SSP UNITED おっしゃるとおり、今までの千葉市蘇我スポーツ公園内の施設より、スケートパークに関しては、けがというのは十分に考えられる競技施設だと思います。提案書には具体的に書いてはいないのですが、既にその辺に関しては万全な、保険を掛けるということは今までと同じような形ですが、それ以上のものできちんとした対応ができるように、例えば小さなところから言うと、命に関わるようなものになるとAEDだとか、そういうものになりますけども、すぐに応急処置ができるもの、あとは担架、すぐに応急処置をして、必要であれば救急で搬送するような態勢というものは考えて、スケートパークについては今までの施設以上に考えております。

○観音寺委員 これヘルメットは着用義務ですよ。

○SSP UNITED はい、義務です。それを着用しないと施設利用ができないというルールづくりになっています。（注：一定年齢以下の利用者は義務。その他利用者は推奨。）

○観音寺委員 ありがとうございます。

もう一点、28ページで先ほど説明があった4の人的サポートのところ、すごくいいと思いました。知らないスタッフが文句を言ってくると、「なんだよ、こいつ。知らないのに。」ってなるというのはおっしゃるとおりで、すごくうまい人が注意すると、若者はみんな聞くというのもすごくよく分かるので、これは非常にいいなと思いました。そういう人材を配置できるくらい、確保されているということでもよろしいですか。

○SSP UNITED はい。今までの施設と違って、この提案を進める中でそういう専門

的な組織・団体に接触して、ほかで今行われているスケートパークと類似した施設の管理運営の部分でもやはりこのようなトラブルが多いと、けが等も多いということを聞いていますので、そこに関しては、提案に書かれているようにスケートパーク内で監視をする、あとはルールにのっとった利用ができていないかどうか、その辺を注視する人を置くとともに、受付案内に関しても、これは直営で雇用したいと思っているんですけども、事前にスケート競技の経験者といった方たちからヒアリングを受けた上で、万全に利用ができるような態勢を取りたいと思っております。

○観音寺委員 これは半分お願いでもあるのですが、ニュースポーツということで若者に人気なのは重々分かっているのですが、やはりマナーの悪さとか悪い評判が広がって、「あそこはすごい柄の悪い人たちがずっとたむろっている」なんてなってしまうと、市の施設として非常に問題だと思しますので、しっかりとマナーを守っていただくこと。

それから、提案書にあったのですが、女性や高齢者、それこそ子どもたちが、行ってみたい、やってみたいと思えるような環境づくりというのは、最初の導入でマナーをどう徹底させるかということが非常に重要だと思しますので、ぜひそこは頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

○石井部会長 岡田委員、どうぞ。

○岡田委員 収支予算書についてお聞きしたいというか、確認したいのですが、突然なのでお答えできなかつたらお答えできなくて結構です。

まず、初年度はあまり知られていないなどで利用者が少なく、途中から増えてくるとか、3年間の予算を一応立てていますが、現実はおそらく、水平にはなかなかいかないと思います。たしか余剰が出たときには市に返すというのがあるのですが、逆にマイナスの場合はみなし満額のところで、皆さんある負担割合を書いてありますよね、その負担割合で負担するということですね。

それから、すみません、よく見なかったのですが、この利用料収入のところ、駐車場収入とか、スケートパーク、金額が書いてあるんですけど、この算定基礎というのか、例えば利用者の年間目標が1万人でしたっけ。1年間の例えばスケートパークは2,000万円で、第4駐車場が740万2,000円ですか、1台幾らで何台と、そういう計算をしているんですかね。

○SSP UNITED 基本的には1台幾らで、その利用台数になるんですけども、今、公園で管理している有料駐車場は第1、第2、第3駐車場がありまして、過去の実績をベースにして平均を取りまして、平均の台数に掛けたものでございます。それが今度できる第4駐

車場の台数に勘案して予算を決めているような形です。

○岡田委員 台数と金額は分かりますか。

○SSP UNITED ごめんなさい、今、手元に算出した数字を持ってないので。申し訳ございません。

○岡田委員 基本的に過去のデータから数字を持ってきたということで。

○SSP UNITED そうです、過去のデータを基に算出しています。

○岡田委員 ちなみに、利用者は1万人でしたっけ。

○SSP UNITED はい。

○岡田委員 それで、1人1台ということはないと思うので、3人で1台とか、ある程度計算してきたその台数が来て、1台単価掛け算した、それで来ていると、740万ですね。

○SSP UNITED 駐車場に関しては1台幾らの設定ですので、台数分で算出しているような状況です。また、利用料金については、他の施設の年間の利用者数を調べて、幾つかの施設の平均を取って、当施設でもそれだけの利用者が見込めるといった上で、当施設の利用料金、単価を掛けて算出しているところです。

○岡田委員 駐車料金というのは指定管理者が決めるのですか。

○SSP UNITED いえ、駐車料金も条例で決まった金額になります。

○岡田委員 分かりました、はい。御苦労さまです。

○石井部会長 そのほかいかがでしょうか。

はい、望月委員、どうぞ。

○望月委員 自主事業のところで確認させてください。資料の37ページではナイトー営業なども検討されているということで、22時までとなっているのですが、この場合は駐車場も一体化して利用時間を延長するということですか。

○SSP UNITED はい、利用者の利用状況に伴って駐車場も延長して対応したいと考えております。

○望月委員 19時から22時までは、会社員の方をターゲットにしていると思うのですが、日没時刻を考慮して11月から2月は供用時間が17時までと早めになっています。この期間は、17時から19時の間が空いてしまうと思うのですが、どのように運用されるのでしょうか。

○SSP UNITED 季節によって日没の時間等は変わってくると思いますので、実際には暗くなったら、用意をしているナイトー設備を前倒しで5時から使うとか、そういったことをしたいと思います。その際には照明代みたいなものは前倒しで、つければかかるみたい

な形で運営していきたいと考えております。

- SSP UNITED 補足すると、条例ではこの利用時間、供用時間が9時から19時までになっていますので、これはシーズン通して、提案にも書いたんですけど、日没時間を考慮すると、今、委員がおっしゃったように17時までしか、安全を考慮すると暗くなってからの利用は危ないということで、その辺は2時間分、条例どおりの利用ができなくなるという形になりますので、その辺を、今回の我々の提案で照明装置を使って条例どおりの19時までできるようにしたいなというふうに考えています。

ただ、照明がどれだけ利用できる範囲を網羅できるかというのはこれから検証しなければいけないのですが、それができれば9時から19時までの利用に関しては、条例どおりの金額で照明装置を用いてやりたいと。19時以降に関しては自主事業的な範囲になってきますので、照明料を取る形。もちろん、条例の時間内で照明を用いたときに料金を取るか取らないかというのは千葉市と協議をして、料金を取る場合には条例の範囲の中で決めていかなければいけないのですが、そういった区分で夜間の臨時照明装置を使った部分というのは区分けしていきたいと考えております。

- 望月委員 ありがとうございます。

- 石井部会長 そのほか、いかがでしょうか。

はい、馬場委員、どうぞお願いします。

- 馬場委員 馬場と申します。よろしくお願ひいたします。

自主事業とプロモーションのところを併せて、大会を開くというところがありまして、指定管理者独自の大会を開くとなると、主催して大会を開くということだと思っておりますが、その辺の運営ノウハウをどのようにつくっていくのかなというところと、あと、主催というよりも全国規模の大会を誘致するというようなコメントもありましたので、例えば今回予定している施設・設備でどの程度のレベル、規模の大会まで開催できそうかというような、もしその辺の見通しをお持ちであればお聞きしたいなと思って、質問させていただきました。

すみません、2点ですね。主催で大会を開くノウハウづくりと、あと、どの程度のレベルの規模の試合が開催できそうかというあたり、もし御意見があればお願ひいたします。

- SSP UNITED 大会につきましては、全くゼロから我々でつくるというのはちょっと現実的ではないので、今いろいろヒアリングしている中で、例えば専門ショップなどが毎年定期的に大会をしていたりという話がありますので、まずはそことタイアップをした形で運営していきたいというふうに考えております。協会が主催するものももちろんあるとは思

うのですが、まず裾野を広げるというところでは、ショップなどと連携した形を考えております。

それから、全国規模の大会ですけれども、ここのスケートパークがよい場というか、コミュニティということで広がっていくということが前提になりますけれども、そういった形で利用してもらえる、あるいは、JAPAN JAMをはじめここのスポーツ公園を使う全国規模のものがありますので、そういった形で宣伝効果というのは期待できるのではないかなと思っております。

規模的なもので言うと、セクションだとか、その辺のことを考えると、世界大会といったレベルのものではないと思うのですが、いわゆる初級・中級ぐらいの大会は十分できるという話も、愛好家などにいろいろヒアリングした中から聞こえておりますので、そういった大会を徐々に知名度と併せて広げていきたいと思っております。

○馬場委員 ありがとうございます。

○石井部会長 そのほか、いかがでしょうか。

では、一点、私から質問させてください。

今回このスケートパークとレクリエーション広場の指定管理をお願いすることになります。これをお願いすることで千葉市蘇我スポーツ公園全体の施設をお願いすることになるかと思えます。今まで個別で、それから管理していなかったところがあったわけですが、全体を管理するに当たって何かお考えとかこうしていきたいとか、そういったところがあればおっしゃっていただければと思います。

○SSP UNITED 今回のスケートパークの提案で、この千葉市蘇我スポーツ公園のスポーツ施設全てが完成になるという状況の中で、今回の令和2年度からの指定管理においては、園地部分も指定管理の管理範囲になっているというところで、今は大きく分けてこのフクダ電子アリーナ、それから多目的広場の管理棟、それから一番奥にあるテニスコート、庭球場の管理棟、この3つを拠点と考えています。このアリーナに関してはプロの競技が行われる、Jリーグが行われる、いろんな興行が行えるところとして一つの拠点として。そして、多目的広場に関しては、人工芝の球技場、多目的広場と第1多目的グラウンド、それから第2多目的グラウンド、それと円形野球場ですね、これを一つの拠点として管理をします。もう一つは、今までは庭球場としてテニスコートしかなかったのですが、昨年できましたゴルフパーク、それから今回提案におけるスケートパーク、これを柱として3つの管理棟できちんとした管理のところをもう一度しっかりとさせて、全体を管理していきたいなということ

を考えております。

それと、公園・園地の部分に関しましても、今回のスケートパークとなっているところでレクリエーション広場ができるわけですが、こちらのほうは有料施設じゃないものの、かなり膨大な緑のレクリエーション広場、芝のレクリエーション広場ができますので、公園・園地の植栽と合わせて、安全で美化にもきちんと配慮した管理をできるように、今一度各管理棟での役割と、公園全体として管理がきちんと行き届くようなところを定めていきたいと思っております。

○石井部会長 ありがとうございます。

委員の皆様、御質問、ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で終了となります。

SSP UNITEDさん、どうもありがとうございました。

○SSP UNITED ありがとうございました。

(SSP UNITED 退室)

○石井部会長 それでは、ただいまのプレゼンテーション等を踏まえ、事務局に対する確認事項等はございますでしょうか。また、審査後に意見交換を行います、審査の前に委員同士での意見交換が必要なことについてはこの場で行いたいと思いますが、併せて何かございますでしょうか。

どうぞ。

○岡田委員 事前に書類をお送りしたのですが、共同事業体の決算書について、「共同事業体の決算書については千葉市としては求めません。」という返事がきたんですけど、これは何か理由はあるのですか。指定管理者の数字を把握するために、この企業体の決算書を見るのが一番正確に分かるわけですよね。なので、それを求めない理由はあるのですか。ここに「今後とも市が提出を求めることはありません。指定管理所管課の業務改革推進課確認済み。」と書いてあるんですけど、基本的に指定管理者で頼む場合は全てそういうということでしょうか。

すみません、もう一つ、命名権の問題で。これは収入は全て市に入ることなのですが、もし分かれば大体の金額を、1年間でもいいし、3年間でもいいし、もし今手元になければ概算でも結構なんですけれど、よろしくお願ひします。

○公園管理課職員 お答えします。

先に命名権のほうからお答えさせていただきます。命名権は令和3年4月1日から契約を更新しまして、5年間の契約期間。契約金額に関しては、ジェフユナイテッド市原・千葉さんがJ2リーグに所属している場合、年間2,500万円（税別）になっております。決算はJ1に昇格された場合は年間5,000万円（税別）になっております。

○石井部会長 降格した場合は。

○公園管理課職員 降格した場合は別途協議になります。

決算書に関しましては、もともと指定管理において計算書類等を提出してもらうその理由が、きちんと指定管理期間中にその指定管理者が健全に管理を行えるかどうかを判断すること、そのために計算書類の提出を求めているところです。これについては、各構成企業それぞれが全て健全な財務状況であるということが判断できれば、今回指定管理者制度の中で求めている計算書類の提出は賄えるというのが千葉市全庁的な判断になっています。

特に共同事業体における決算書というのは会社法等で定められたものでもないもので、千葉市としても特にそれがなくては認められないというものではないので、目的に沿った判断ができる資料として、各構成企業の財務諸表で足りると判断をしているとの業務改革推進課からの返答です。

○岡田委員 実際にかかった費用を把握するためには決算書が一番正しい数字なんですよね。ですので、結果的に市の指定管理料と、自主事業でしたっけ、それにかかった費用があつて、よりたくさん利益が出たときは市に還元するわけですね。逆にマイナスの場合は指定管理者負担なんですよね。ですので、何らかの正確な実績把握をするためには公認会計士というか、こういう立場の人にとっては決算書を出してもらうのが一番いいのかなという意見なものです。以上です。

○石井部会長 今のその点は、年度評価等で出てくる毎年の指定管理についての収支決算が、今、岡田委員が言われたものに当たるということなんでしょうか。

○公園管理課職員 はい、そのとおりです。

○岡田委員 申し訳ないですが、皆さんある割合での負担ですよ、37%とか16%とか決まっている割合。ですので、石井部会長がおっしゃった、年度評価等での収支決算だと、どうしても多少の加工が出る可能性があるのではないかと。実務的会計をやっている人にとってはそういうもので、だから、実際の数字を私たちとしては見たいなということなんです。逆に、企業としては見せたくないものではないかなと思いますよね。

まあ、いいです。このやり方でしたほうがいいのではないかという意見ですので。

以上です。

○石井部会長 そのほかございますでしょうか、御質問など。

よろしいでしょうかね。

それでは、意見交換、質問等は終了として、審査に入りたいと思います。

お手用の用紙、審査表について御記入をお願いいたします。

○岡田委員 すみません、この「意見記入欄」というのがございますよね、紙が配られたんですけど、これはまた別な話ですね。

○石井部会長 メモで使ってくださいという趣旨だそうです。

○岡田委員 ああ、そうですか。

(審査・採点)

○石井部会長 審査表の記入のほうは終わりましたでしょうか。

それでは、意見交換を行いたいと思いますが、何かございますでしょうか。

○岡田委員 先ほどの利用料収入のところの駐車料金というのは、条例で幾らって決まっているわけですよね。

○福原運営調整担当課長 事業者から出されている提案書の27ページを御覧いただきますと、こちらに、上がスケートパーク、下が駐車場の利用料金と金額が区分されていると思うのですが、これが、条例で定めている上限額と同一の金額になっています。

○岡田委員 普通自動車の場合は1時間100円。それで1日最大700円と。

○福原運営調整担当課長 そうですね、最大が700円ということです。

○岡田委員 大型車が2,800円と。そうすると740万円を割り算すると、アバウトで言うと1万台ぐらいですか、1万台で700万円。

○公園管理課職員 追加説明させていただきます。

ここの利用料金というのは、ある程度、市のほうで定めた基準に引っ張られるところがあります。今回の場合だと、まずは市のほうで目標設定をした、スケートパークでいうと9,500人という利用人数があります。これに条例上の一般の4時間以内の200円という金額を掛けた190万というのが、まず市が定めた利用料金の基準になります。同様に、第4駐車場においては、直近5年間の実際の利用実績の平均値を取っております。

これを今、第1・第2・第3駐車場で957台の枠があるんですけども、これを単純に第4駐車場の303台での按分を出した台数、これで年間の想定の利用台数が約3万7,000台。公園の利用者さんは大体2時間の利用が多い。野球場にしてもサッカー場にしてもテニスコート

にしても2時間利用されるので、大体2時間の利用が多いんですね。なので、これに200円という数字を掛けて導き出した金額が740万2,000円となっています。

この積算の根拠というのは、指定管理者に実際の収支の計画を立ててもらうための根拠となりますので、市のほうから、「まず当面の間この利用料金に関しては市としてはこういう根拠でこういう数字で算出をして、これだけ売上げを上げていただけるというものとして設定しています。」ということをお説明した上で、収支計画を立てていただいています。

以上です。

○岡田委員 はい、分かりました。ありがとうございました。

私、船橋なのであまりここは詳しくないのですが、来る方はほとんど車なんですよね、基本的に。電車の方もいるんですか。

○福原運営調整担当課長 利用される方は、若い方から御家族連れまで幅広く考えております。ただ、駐車場に関してはスケートパークの専用駐車場というわけではありませんので、そういう意味では通常スケートパークを利用しない、公園内の利用者の方も当然駐車場を使うということになりますので、駐車場の利用に関しては、園内の利用者も含めてならして考えているという想定になるかなと思います。

○岡田委員 ちょっと違うところで、船橋市の話なんですけど、駐車場の収入って相当多いんですね、ほとんどの方が大体車で来るので。だから、利用者の数と、1人で来ればその台数分ですよね、2人で来れば半分ですか。だから、もし3万人来れば、1人だと3万台ですけど、2人乗って来れば1万5,000台ですか。

この利用収入が増えれば、当然、利益になるから、市のほうに還元になるわけですよね。収入が多くなってくるとね、そうですね。まあ、ほかの経費の関係もありますけど。

○公園管理課職員 もともと蘇我スポーツ公園において車の利用が一番多いというのは、Jリーグの開催日なんですね。やはりサッカー観戦の方たちは皆さん車で来られることが多くて。大体Jリーグ開催のときには駐車場が満車になるということが結構よく見られます。そういうことがあるので、Jリーグ開催日には園内のほかの施設で大きな大会を入れないというルールにもつながっています。

なので、恐らく第4駐車場も、当然スケートパークや先ほど御覧いただいたゴルフパークの利用者の方たちも、日常的に使っていただけるものの、土・日においてはJリーグの試合を見に来た方の利用などで増えていく可能性はあります。なので、当然ジェフさんがJ1に上がった際には利用料金が増えて、我々が支払う指定管理委託料が抑えられることにも

つながってくるかなとは思いますが。

○石井部会長 では、審査についてはこれでよろしいでしょうかね。

最後に審査表を確定いたしますので、いま一度御確認をお願いいたします。

では、事務局は審査表の回収及び集計をお願いいたします。

(審査表回収・集計)

○石井部会長 事務局が集計を終えるまで、一時休憩といたします。

(休憩)

○石井部会長 では、部会を再開いたします。

集計の結果を事務局から御報告をお願いいたします。

○須長都市総務課長補佐 お手元に集計の結果をお配りさせていただきました。

それでは、結果報告いたします。各委員の審査の結果は、お手元の千葉市蘇我スポーツ公園スケートパーク等の指定管理予定候補者の選定（第2次審査）集計結果に記載のとおりでございます。「×」の評価の審査項目はございませんでした。

以上でございます。

○石井部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から御報告いただきましたが、当部会としてSSP UNITEDを指定管理予定候補者に選定することについて、御異議等ございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

○石井部会長 ないようですので、千葉市蘇我スポーツ公園スケートパーク等に係る指定管理予定候補者はSSP UNITEDとして、市長に報告いたします。

なお、選定理由及び意見等についても報告することとなっております。

意見等ございますでしょうか。よろしくをお願いいたします。

では、観音寺委員、どうぞ。

○観音寺委員 SSPさんは蘇我スポーツ公園全体の管理の実績があるということ、それから、今日のプレゼンテーションを聞いていても、この4社の共同体ということで、安定的な施設運営が十分可能だなという判断で全く問題ないと考えております。

以上です。

○石井部会長 岡田委員、どうぞ。

○岡田委員 まとめなければいけませんけれど、一応4社の財務状況についても特に問題ありません。

以上です。

○石井部会長 そのほかございますでしょうか。今のお二方の意見のとおりというように思いますが。

馬場委員、何かございますか。

○馬場委員 全体的なことを含めて何でもいいですか。

○石井部会長 はい。

○馬場委員 馬場です。改めてよろしく申し上げます。

今回、施設のことと指定管理のことなので、すみません、プラスアルファちょっと余計な話かもしれないのですが、広々としてすごいいい施設だと思うのですが、もっと人がにぎわうような公園にぜひなっていたきたいなと思います。市のスポーツ関連とか、レジャー・レクリエーション関連の施策とうまく施設とを絡めて、ハードとソフトがうまく関わるような取組みをぜひお願いしたいなと思っています。

私、市のスポーツ推進審議会の委員もしていますが、そっちは逆に施設の話はあまり出ないので、そういう話もしていきたいなと思ってます。この施設の管理というのは、今日のお話を聞いても多分うまくいくんだろうなと思うのですが、どうにぎわいをつくっていくかというところが、大会を開いて若者が集まるだけだとどうかなとも思いますし、高齢者の方に広々したところでもっとゆったり体を動かしていただきたいのですが、車で来て駐車場代を払って体を動かすかなと思うと、ちょっと厳しいだろうなという気もするので、何かプラスアルファ、アイデアが必要だと思いますので、ぜひその辺も。いろんな部署との連携、必要だと思いますので、お願いできればなというふうに思いました。

以上です。

○石井部会長 ありがとうございます。

では、今、3名の委員から出た意見に尽きると思いますので、市のほうも指定管理、まだ予定候補者ですけれども、指定管理者になった暁には協力してよりよい施設にしていっていただきたいなと思います。

それでは、本日の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和3年度第2回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会スポーツ部会を閉会いたします。

それでは、事務局にお返しいたします。

○石橋公園緑地部長 委員の皆様におかれましては、長時間にわたる御審議、誠にありがとうございました。おかげさまで指定管理予定候補者の答申をいただける運びとなりましたこと、

御礼申し上げます。

この答申の内容を踏まえて、11月下旬に第4回市議会定例会が開催されますが、そちらのほうに諮って指定の進めを進めてまいりたいと考えております。

今、最後にお話しいただきましたけれども、やはり今回の整備で施設、公園全体の整備が終了いたします。指定管理者がこの施設を維持して供用していくということになるわけですが、その維持管理がまずベースとしてしっかりしていくこと、それと運営ですね、どうやってそこを楽しく使っていけるようにするのか、効果的に活用していくのか。そこはまさにこれからどんどん突き詰めていく必要があると思っております。

まさに行政が運営するのではなくて、指定管理者というものが現地において、ノウハウを最大限に現地で展開していくということが必要だと思いますので、この指定管理の原点に立ち戻って、公園全体を運営していけるように努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き委員の皆様には、御意見・アドバイスなどをいただければ幸いです。

本日は誠にありがとうございました。

○須長都市総務課長補佐 それでは、本日の会議はこれにて終了させていただきます。

委員の皆様、本日はありがとうございました。

上記、議事録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名する。

議事録署名人 部会長 石井 慎一